

総合計画政策評価要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」(以下「総合計画」という。)の政策評価に関し必要な事項を定め、PDCAマネジメントサイクル(施策・事業等の企画、実施、評価及び改善により、行政運営の質を高めていく、循環した一連の過程をいう。)に基づき政策の推進を図り、もって総合計画に掲げた基本目標を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施策 総合計画の「第5章 重点的な施策・取組(実施計画編)」(以下「実施計画編」という。)に示した施策をいう。
- (2) 主な取組 実施計画編の「施策の内容」に示した主な取組をいう。
- (3) 目標 「県民の皆様と共有し、力を合わせて実現を目指すべき社会目標」として総合計画に掲げた数値目標、及び、この社会目標を達成するため、施策ごとに主な取組を単位として毎年度設定する行政活動目標、並びに総合計画に掲げた数値目標と行政活動目標の目的・手段の結び付きを補足するため必要に応じて設定する補助指標をいう。
- (4) 政策評価 施策及び主な取組に目標を設定して事業を実施し、実施状況の把握や目標の達成度等の分析、課題の抽出等の評価を行い、解決策の検討及び次の施策展開への反映など、総合計画に掲げた基本目標の実現に向けた政策の効果的な実施に資するための一連の取組をいう。

(政策評価の実施)

第3条 政策評価は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 主な取組を主管する課の長が、当該主な取組を実施する年度の予算や人員等を踏まえて行政活動目標及び補助指標を設定し、当該主な取組を実施する年度が終了した後に主な取組の実施状況の把握や目標の達成度等の分析等を行う。
- (2) 施策を主管する課の長が、当該施策を実施する年度の予算や人員等を踏まえて設定した行政活動目標及び補助指標をとりまとめ、当該施策を実施する年度が終了した後に目標の達成度等を踏まえ施策の総括等を行う。
- (3) 主な取組を主管する課の長、施策を主管する課の長は、政策評価の結果を次の施策の改善に向け、活用するものとする。

(千葉県総合計画の政策評価に関する有識者懇談会)

第4条 知事は、評価の客観性、統一性等を確保し、その結果を適切に活用するとともに、評価技術等の充実を図るため、学識経験を有する者等により構成される千葉県総合計画の政策評価に関する有識者懇談会(以下「懇談会」という。)を置き、委員の意見を聴く

ものとする。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定の附属機関には該当しない。

2 懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(公表)

第5条 知事は、評価の結果及びその活用について県民に公表し、意見の提出を求めるものとする。

(総合企画部長による報告等)

第6条 総合企画部長は、評価の結果及びその活用について、必要な調整を行ったうえ、知事に報告するものとする。

2 総合企画部長は、懇談会の委員からの意見の内容及びこれにかかる対応について取りまとめ、知事に報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の政策評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

総合計画政策評価事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総合計画政策評価要綱に基づく政策評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(政策評価の手順)

第2条 政策評価は、次の各号に掲げる手順で実施するものとする。

(1) 行政活動目標等の設定

「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」(以下「総合計画」という。)の「第5章 重点的な施策・取組(実施計画編)」の「施策の内容」として示した主な取組(以下「主な取組」という。)を主管する課の長は、主な取組を実施する年度の予算、人員等を踏まえ、県が達成すべき数値目標として行政活動目標及び補助指標(以下「行政活動目標等」という。)を設定した上で、当該主な取組の上位にある施策を主管する課に行政活動目標等一覧(様式1-1)及び事業整理票(様式1-2)を提出する。

施策を主管する課の長は、当該施策を構成する主な取組における行政活動目標等を取りまとめ、行政活動目標等一覧(様式1-1)及び事業整理票(様式1-2)を総合企画部政策企画課(以下「政策企画課」という。)に提出する。

(2) 評価の実施

総合計画に掲げた主な取組を主管する課の長は、主な取組を実施する年度が終了した後に、総合計画政策評価帳票(様式2)に、主な取組に係る評価等を記入し、当該主な取組の上位にある施策を主管する課に提出する。

施策を主管する課の長は、提出のあった主な取組に係る評価等を踏まえ、施策全体の評価等を調整の上、総合計画政策評価帳票(様式2)を作成し、政策企画課に提出する。

(3) 施策を主管する課の長による調整等

施策を主管する課の長は、当該施策を構成する主な取組を主管する課の長が、行政活動目標等の設定又は評価を実施する場合には、必要な調整等を行う。

(4) 評価の結果の公表方法

評価の結果は、インターネットの千葉県ホームページへの掲載等により公表する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。